

自立の概念と構造

愼 英 弘

(平成20年3月31日受理 最終原稿平成20年5月20日受理)

はじめに

本稿は、複数ある自立の概念を整理し、それらの自立の関係を明らかにすることによって、自立の構造を解明することが目的である。

以下で明らかにする自立概念とその構造は、行政施策の「自立」の内容を分析する手段として使うとともに自立支援の内容を明らかにするためのものであり、人間の行動や生活を制限する手段に使うためのものではない。

第1節 問題の所在

施設収容主義を基本としていた日本の障害者福祉は、1970年代中ごろからその様相が変わってきた。それは、脱施設を求める重度肢体障害者たちの声を背景にしてのことである。そして、現実に脱施設をめざす運動が展開され、障害者福祉のあり方に大きな影響を及ぼす状況となっていた。

その後、1981年の“国際障害者年”を契機として、ノーマライゼーションの考え方が広く普及するようになる中で、施設ではなく地域で生活することを求める動きがいつそう広がりを見せるようになった。そして、そのことを実現するためのスローガンともいえるものが“自立”という言葉であった。

この“自立”という言葉が最初に使われたのはいつであるかを確定することは今のところ困難であるが、今から127年以上も前にはすでに使用されていた。それは、1880（明治13）年5月に定められた“楽善会”の“訓盲院規則¹⁾”においてである。すなわち、第1条で、「本院ハ専ラ盲目ノ子弟ヲシテ其善徳才智ヲ發達セシメ且ツ之ニ工芸技術ヲ授ケ而シテ自當自立ノ人ヲラシメンコトヲ要スル教場也」と規定し、第3条では、「……技芸ノ1課ヲ設ケ漸次自立ノ途ニ進マシムベシ」と規定していた。そして、第13条では、「成ルベク他人ノカヲ俵ラズ単身従事シ得ベキ手術工芸等ヲ授クルヲ要ス」としていた。ここで規定された自立は、技術を身につけ職業に就くことによって“自活”することを意味していることは多言を要しない。

このように、“自立”という言葉はすでに明治時代の前期には使われていたが、特に第二次世界大戦後になると、通知類等の行政文書においてもしばしば使用されるようになったが、障害当事者の間で広く使われるようになっていったのは1970年代以降である。

そして現在では、“自立”という言葉が、障害当事者や障害者運動のみならず行政施策においても、金科玉条のものとして多用化されている。しかし、その意味内容は多くの場合曖昧²⁾であり、まるで障害者福祉の枕詞であるかのような様相も見受けられる状況になっている。

その結果、「自立の促進」や「自立支援」を行政施策が掲げていても、いったい何を「促進」し、何を「支援」するかが曖昧になってしまっている。障害者福祉関係法規のすべてがそうであり、その典型的なものが2006年4月から施行された“障害者自立支援法”である。すなわち、同法においても自立の定義がなされていないために、何を支援するかが曖昧になっているのである。

そればかりではない。自立の種類も多種多用であり、その概念も人によって区々の状況である³⁾。私は、拙著『盲ろう者の自立と社会参加』において、障害者の生活実態からして障害者にとって重要な「自立」は「身辺自立」、「経済的自立」、「自己決定の自立」、の三つであると述べた⁴⁾。それは今も変わってはいない。しかし、“自立の構造”を明らかにするにはこの3種類の自立の分析だけでは不充分であることはいうまでもない。したがって、自立の構造を明らかにするために、そのほかの“自立”という言葉と概念にも目を向け分析することにした。

これまでも自立の概念図や構造を明らかにしようとする努力はなされてきた⁵⁾が、解明されたとはいいいがたい。それは次の三つのことが原因になっているといえる。

① さまざまな種類の自立の定義が、それぞれの自立の構成要素を明確にしないままなされていること。そのために、自立の概念そのものが曖昧となり、自立の構造そのものを解明しにくくしてしまっている。

② さまざまな種類の自立を、互いに重なる部分があるとして捉えていること。そのために、それぞれの自立の関係が曖昧となり、その結果、自立の概念図や構造そのものもぼやけたものになってしまっている。

③ 自己決定を他の自立と同じレベルで捉えていること。そのために、さまざまな種類の自立の関係解明に混乱をきたし、その結果、自立の構造そのものを解明困難にしてしまっている。

以上の三つの問題点を踏まえ、本稿で自立の構造を明らかにするに当たって、次の五つの視点から分析することにする。

① 自立を定義するに当たっては、自立の構成要素を明らかにすること： このことによって、複数ある自立の概念の違いが明確に規定され得る。

② 自立を定義するに当たっては、さまざまな状況で生活しているすべての者を対象にするのではなくできるだけ単純化すること： 「現実には社会福祉の対象にはなりそうもない者」

や「全くコミュニケーションがとれない状態の者」等は、例外的なものとして、自立を定義するに当たっての対象から捨象する。

③ 自立概念において重なりと考えられる部分をできる限り断ち切って整理すること：さまざまな種類の自立概念は、部分的に重なる内容を持っていることは否定しないが、すべてを盛り込むと結局は何も明らかにすることができなくなってしまう。

④ 自立概念のすべてが同位にあると捉えないこと：複数ある自立は同位に位置するものと、下部・上部の関係にあるものがある。それを明確にしない限り何も明らかににはならない。

⑤ “自己決定”はすべての自立の元であると位置づけること：自己決定と他の自立とは根本的に異なる概念である。

次節以降では、以上の視点から、自立概念を整理するために“自立”を定義し、“自立支援とは何か”を明らかにするとともに、“他の自立との関係”を明確にすることの3点に焦点を当てて、自立の構造を解明することにする。

念のために一言しておくが、次節以降での自立の分析によって、人々の生活のすべての面が明らかになるわけではない。人間の生活は何も自立だけをめざしているわけではなく、自立とは関わりのないものも多々あるからである。たとえば、生活の定着のためやQOL（生活の質）の向上のためには、“自立”とは直接的には関係のない“支援”も必要になる。退院後の生活支援や、視覚障害者が映画を楽しんだり障害者や高齢者がスポーツを楽しんだりする際の支援は、自立支援とは直接的には関わりはない。これらの支援は、たとえそれが生活状況を向上させるものであったとしても、本稿での自立概念の分析の対象ではない。

第2節 自立の種類と自立支援

自立にはさまざまな種類がある。「〇〇自立」とよばれる自立として5類型を挙げる者もいる⁶⁾。しかし、自立の構造を解明する上で、重要で且つ“基本的な自立”としては私は次の（ア）～（エ）の4種類であると考えており、さらには、さまざまな人が生活スタイルの「目標に掲げる自立」や「目標になり得る自立」である次の（オ）と（カ）を含めた6種類であると考えている。そして、その6種類の自立の根底を支える基礎になるものが自己決定であると考えている。

（ア）身辺自立

（イ）経済的自立

（ウ）職業的自立

（エ）職業経済自立

（オ）自立生活

（カ）社会的自立

これらの自立概念を規定することによって、“自立支援”の内容も明らかにすることができるのである。

(1) 自己決定

かつて“自己決定”を自律と表わしていたが、いつごろからか自立と表わすようになっていった。そもそもこのことが、自立概念を大きく混乱させ、自立の構造を解明しにくくさせた原因だと私は考えている。

自己決定と他の自立とは根本的に＝質的に異なっている。すなわち、自己決定は意思決定であり、それが故に自律と表現された。他の自立（身辺自立等）は意思決定ではなく行動や活動などの行為そのものであり、それが故に自立と表現されたのである。英語でも前者は“autonomy”と表わされ、後者は“independence”と表わされている。すなわち、両者は根本的に、質的に異なった内容だということである。それにもかかわらず、両者とも自立と表わされたことによって曖昧と混乱がもたらされたのである。繰り返して強調しておくが、自立は他からの援助等を受けずに活動や行動を自分の力で行うことであり、自律は自分の行為を自分で規制することである。自らが行うという点では両者は共通しているが、自立は行為に、自律は意思に重点がおかれている点で両者は全く異なった内容なのである。

このように、質的に異なっているものを同位に位置づけたことによって、「自立とは何か」を明らかにしようとしても、それが充分にはなされ得なかったのである。したがって、質的に異なるものを分離することによって、“自立とは何か”や“自立の構造”をはじめ、“自立支援とは何か”をも明らかにすることができるのである。

それでは、自己決定と他の自立とはどのような関係にあるのだろうか。“自己決定”は、他の自立の基礎をなす概念である。経済学的にいうならば、自己決定は下部構造をなすものであり、その上に身辺自立等の自立が上部構造を形成しているのである。すなわち、前述の基本的な自立である（ア）～（エ）の自立は、下部構造である自己決定の上に成り立つのであり、自己決定なくしてこれらの自立は成立し得ないのである。

自己決定の定義は、従来から一般的に使われているものに特に修正を加える必要はない。すなわち、次のように定義できる。

「自己決定とは、自分の生活に関係することについては自分自身で決めることをいう。」自己決定にとって重要なことは、自分自身で決めるということである。たとえアドバイスやサポートを受けたとしても、最終的には自分自身で決めることが自己決定なのである。

自己決定は3要素から構成されている。それは、①自己決定力、②自己決定行為、③自己決定表現、の3要素である。

① 自己決定力

“自己決定力”とは、自己決定のための判断力や決断力のことである。

自分の生活に関係することやその他のさまざまなことについて決めるためには、判断する力や決断する力などが必要である。判断力が乏しかったりなかったりすると、決めることそのものができにくかったりできなかったりする。また、決断力が乏しかったりなかったりすると、決めかねたり決めることができなかったりする。

したがって、自己決定力は自己決定にとっては重要な要素の一つなのである。

② 自己決定行為

“自己決定行為”とは、自分で決めることそのもの、すなわち決断する行為のことである。

何かを決めようと判断するだけでは自己決定したことにはならない。判断した上で決める行為そのものが必要である。この行為がなければ、自己決定は成立しない。

したがって、自己決定行為は自己決定にとっては重要な要素の一つであり、自己決定の構成要素のうちでも最も中心をなすのである。

③ 自己決定表現

“自己決定表現”とは、「決めたということ」や「決めた内容」を表明することである。

たとえ自分自身で判断し、自分自身で決める行為をしたとしても、決めたということや決めた内容を何等かの方法で表明しなければ、周りの者にはそれらのことが伝わらない。伝わらなければ、未だに何も決めていないと受け取られてしまうことになる。

したがって、自己決定表現は自己決定にとっては重要な要素の一つなのである。

以上のように、「自己決定した」ということは、さまざまな状況や情報をもとに判断し、決める行為を行い、そしてその内容等を何等かの方法で表現することで周りの者に伝わるのである。

それでは、“自己決定支援”とは何を支援することなのだろうか。自己決定を構成する3要素のうち、①の自己決定力と③の自己決定表現の部分に支援が必要な者には、支援をすることはできるが、②の自己決定行為の部分には支援の入る余地はない。なぜなら、自己決定行為は、前述したように決める行為そのものなのであるから手助けの入る余地がないからである。すなわち、自己決定行為は決めた瞬間の意思の外部への反映であり、本人以外には誰もできないのである。自己決定行為は、あくまでも自分自身でしなければならない要素である。

したがって、「自己決定支援」といったときの“支援”は、①と③に対する支援なのである。すなわち、

①への支援は、自己決定力に乏しい者に対して、判断力を高めるための材料や情報を提供したり、わかりやすく説明したり、決断した結果予想される長所や短所を説明したりする等の支援である。

③への支援は、自己決定表現がうまくできなかったり困難だったりする者に対して、伝えることができるように手助けしたり、伝えていると思われる内容を正確に読みとったり、「自己

決定した内容」や「決めたということ」を表明できるようにコミュニケーション等への支援をすることである。

繰り返して強調しておくが、たとえ①と③についてはさまざまな支援ができるとしても、②は支援しようにもできないのであるから本人が自分自身でしなければならない。

この自己決定の上に、前述した（ア）～（エ）の自立が成立するのである。

（２） 身辺自立

伝統的な自立概念の一つが身辺自立である。幼い子どものいる親は、一般的にいて、「いつになったらこの子は自分のことは自分自身でできるようになるのだろうか！」というような気持ちをもつだろう。これがまさに子どもの身辺自立を期待する親の気持ちなのである。

この伝統的な身辺自立に対しては、一般的には、親をはじめ家族の者たちは特に意識することはないだろう。なぜなら、生後数年もすれば、たいていの子どもは身辺自立ができるようになるからである。しかし、障害児が生まれたり、突然中途障害者になったり、介護が必要なほどの高齢者になったりすると、この身辺自立が大きな課題になるのである。

身辺自立は狭義では前述のように使われるが、身の回りのことだけではなく家の中のことを処理できるようになることをも含めた広義に使われることもある。しかし、広義の身辺自立では、「家の中のことを処理する範囲」をどこまでにすべきかの基準を設けることがたいへん難しくなる。たとえ範囲を定めたとしても、そこには合理的な理由を見出すことは困難になる。

身辺自立の定義は、従来から狭義に使われているものに特に修正を加える必要はない。すなわち、次のように定義できる。

「身辺自立とは、日常生活動作（ADL）を、自分一人の力でできる状態になっていることをいう。」身辺自立にとって重要なことは、自分一人の力でできる状態になっていることである。このことは、障害があるかないかによって変わるものではない。

したがって、第三者の手助けを受けて身の回りのことを処理しながら日常生活をおくっている場合には、そのような状態は身辺自立ができていないことにはならない。また、それは、手助け（介護）の量の多少によって変わるものでもない。さらには、それは、一部介護を受けているか全面介護を受けているかによっても変わるものではない。その意味では、身辺自立は「身体的自立」ということもできる。

この定義からもわかるように、身辺自立は2要素から構成されている。それは、①日常生活動作（ADL）ができること、②自分一人の力でできること、の2要素である。

① 日常生活動作（ADL）ができること

「日常生活動作（ADL）ができること」とは、身の回り動作とそれに関連した移動動作の両方ができることである。すなわちそれらは、身の回りのことを処理するための動作である。

前者は、食事をしたりトイレをしたり着替えをしたり等の日常生活をおくる上で欠かすこと

のできない身の回りの処理の動作をすることである。

後者は、身の回りの処理をすることに関連した動作、たとえばトイレをするためにはトイレまで行くことや、入浴するためには風呂場まで行くこと等の移動の動作をすることである。

家の中のこと、たとえば掃除をしたり洗濯をしたりすること等は広義には身辺自立に含まれることもあるが、それらをも含めるとどこまでも広がりかねず、合理的な基準を設けることができなくなる。そうすると身辺自立の概念そのものが曖昧になってしまう。掃除等の家の中のことを処理したり、外出したり、買い物に行ったり等の動作は、日常生活動作（ADL）を獲得した上でできる複雑な動作であり、それは日常生活関連動作（IADL）に含まれるものである。それ故に、身辺自立の概念にはIADLを含むことはできないのである。

したがって、日常生活動作（ADL）ができることは身辺自立にとっては重要な要素の一つなのである。

② 自分一人の力でできること

“自分一人の力でできること”とは、第三者の手助けを受けることなく、身の回りの日常生活動作（ADL）が自分自身の力でできていることである。

第三者の手助けを受けることによって、徐々にであっても身の回りのことを処理する力をつけていけば、それが身辺自立につながることを否定するものではない。しかしながら、自分一人の力でできる状態になっていなければ身辺自立ができていとはいえないのである。

念のために一言しておくが、福祉機器等を使って身の回りのことを処理することを否定するものではない。自分一人の力でそれができれば身辺自立なのである。

したがって、自分一人の力でできることは身辺自立にとっては重要な要素の一つなのである。

それでは、“身辺自立支援”とは何を支援することなのだろうか。身辺自立支援とは、身の回りのことが独力で処理できるようになるための支援であり、それには（ア）直接支援と（イ）間接支援の二通りがある。

（ア）の支援は、機能訓練や生活訓練をする支援や、生活指導を行う支援である。すなわち、機能訓練や生活訓練を受けることができるように手続き等の手助けをしたり、それらのサービスを受ける際に手助けをしたりすることであり、「生活指導」と称して身の回りのことを自分自身でできるようにするために習慣づけるための手助けをしたりすること等である。

（イ）の支援は、身の回りのことを処理するための福祉機器の開発やその提供、家の中を移動しやすくするための家の中のバリアフリー化やそのための資金の扶助等である。

したがって、身辺自立支援は、“医学的リハビリテーション”やいわゆる「更生」に関連する支援、および、家の中の環境等を改善するための支援なのである。それ故に、服を一人で着ることができるようになるために手助けすることは身辺自立支援であるが、服を着せてやることは身辺自立支援ではないのである。

念のために一言しておくが、ヘルパーの手助けによって重度肢体障害者が服を着せてもらう

ことを否定しているのではない。服を自分で着ることができるよう練習することは身辺自立につながるが、服を着せてもらっているだけでは身辺自立にはつながらないことを強調しているだけのことである。どちらの生活スタイルを選択するかはまさに本人の自己決定によるのである。

(3) 経済的自立

前項の身辺自立と同様に伝統的な自立概念の一つに経済的自立がある。親子喧嘩をしたりすると、親はその子どもに向かって、「そんなに偉そうなことを言うんだったら自立してから言いなさい！」などということがある。このときの「自立」は、前項で述べた身辺自立ではなく、自活の意味で使われている。すなわち、「自立してから言いなさい！」は「自活してから言いなさい！」の意味で使われているのである。その“自活”は別のいい方をすると「経済的自立」のことである。すなわち、「自分の生活は自らが働いた収入で維持する」という考え方こそが、伝統的な経済的自立概念なのである。

この伝統的な経済的自立概念に対して、社会福祉関係者や障害者等は、伝統的な自立概念から脱却しようとしてきた。なぜなら、障害者の中でも特に重度障害者は自活したくても現実にはなかなか働く場所がないのであり、働いていなければ経済的に自立できない「半人前」と言われかねないからである。いや、現に半人前扱いをされてきた長い歴史がある。

このように、従来の考え方は、職業的に自立することは経済的自立につながるというものであった。それだと、中途障害者になったために職業復帰ができなかったり高齢になったために職業から引退したりした者も、経済的自立ができない存在と位置づけられかねない。

そこで、従来の伝統的な経済的自立を三つに分化させてきめ細かく概念規定することにした。それらは、伝統的な概念ではない“経済的自立”、同じく“職業的自立”、そして自活の意味の“職業経済自立”の三つである。(後二者は後述する。)

経済的自立の定義は、身辺自立とは異なり、従来から一般的に使われているものに修正を加えた。すなわち、次のように定義できる。

「経済的自立とは、年金生活であろうが生活保護を受給してようが貯蓄を取り崩して生活してようが、生活費の出所には関係なく生活するための金銭を確保でき、金銭管理が自分自身でできており、親等の家族からの扶養を受けることなく生活できている状態になっていることをいう。」経済的自立にとって重要なことは、職業に就いていることを前提とせず、金銭管理は自分の力でできる状態になっているということである。

したがって、第三者から金銭管理の方法等のアドバイスやサポートを受けることは何等差し支えないが、日常的な生活では自分自身で金銭を管理しなければならない。第三者の手助けがなければ日常的な金銭管理ができない場合には、そのような状態は経済的自立ができていることにはならない。

この定義からもわかるように、経済的自立は4要素から構成されている。それは、①職業に

就いて得た収入で生活できることを条件とはしていないこと、②親等の家族の扶養から独立していること、③生活するための金銭を確保していること、④金銭管理を自分自身でしていること、の4要素である。

① 職業に就いて得た収入で生活できることを条件とはしていないこと

“職業に就いて得た収入で生活できることを条件とはしていないこと”とは、職業に就くこととその収入によって生活することとを分離したのである。すなわち、伝統的な考え方は、職業に就いて得たその収入で生活できることが経済的自立である、というものである。前述したように、それだと重度障害者の多くは職業に就けないために経済的自立が達成できないことになり、半人前扱いされる。

この二つを分離することによって、職業に就いて得た収入では生活ができなくても、経済的自立ができることになる。これによって、多くの重度障害者に経済的自立が可能となる道を開いたのである。

したがって、職業に就いて得た収入で生活できることを経済的自立の条件にしないことは、経済的自立にとっては重要な要素の一つなのである。

② 親等の家族の扶養から独立していること

“親等の家族の扶養から独立していること”とは、親や兄弟姉妹等の家族による扶養を受けずに生活ができる状態でなければならないということである。このことは、障害があろうがなかろうが、すべての人に当てはまるものである⁷⁾。これは、従来の伝統的な経済的自立の概念においても、構成要素となっている。

身辺自立ができていたとしても、家族の扶養を受けているならば経済的自立はできていないのであり、逆に、身辺自立はできていなくても、家族の扶養を受けていなければ経済的自立ができていくことになる。

したがって、家族の扶養からの独立も、経済的自立にとっては重要な要素の一つなのである。

③ 生活するための金銭を確保していること

“生活するための金銭を確保していること”とは、年金収入であろうが生活保護費であろうが貯蓄や資産であろうが、生活するための金銭を確保していなければならないということである。生活に必要な金銭が職業に就いて得た収入で賄われるならば、それは経済的自立ではなく、後述する“職業経済自立”である。

金銭の出所はどうであれ、お金がなければ生活はできない。生活するために家族から金銭をもらえば経済的自立にはならない。

したがって、生活するための金銭を家族以外から確保することは、経済的自立にとっては重要な要素の一つなのである。

④ 金銭管理を自分自身でしていること

“金銭管理を自分自身でしていること”とは、「お金の使い方」や「お金の出入りの管理」を自分の力ですということであり、「お金を財布から取り出す行為」のことではない。換言すれば、金銭管理とは、たとえば、2ヶ月に1回振り込まれる障害基礎年金でその2ヶ月の間の生活ができるように計画的にお金を使うことである。そして、それを自分の力ですということである。

金銭管理が自らの力でできるためには、さまざまなことを判断して決定できる力が必要である。すなわち、金銭管理が自分自身でできるためには、“自己決定”できることが条件なのである。

したがって、金銭管理を自分自身でできることは、経済的自立にとっては重要な要素の一つなのである。

それでは、“経済的自立支援”とは何を支援することなのだろうか。経済的自立支援とは、(ア)金銭管理が自分でできるようになるための支援と、(イ)生活するのに必要な年金や生活保護等の受給のための情報提供や手続きをする支援の二つが中心である。

(ア)の金銭管理が自分でできるようになるための支援は、学校教育や家庭教育でのお金に関わる学習や訓練のための支援である。すなわち、金銭管理に関することが身についていない者や、何等かの理由で金銭管理が困難になった者に対して、お金の使い方や管理の方法等を教えて身につけさせるための支援である。それは自己決定支援でもある。

(イ)の情報提供や手続きをする支援は、情報をもとに自己決定したり、手続きの方法を身につけたりするために必要な支援である。手続きをする支援では、ときには「本人の自己決定によらないこと」もある。それは年金や生活保護等の受給の手続きを本人がしようとしなかったり、手続きをする意思表示をしないために生活に困窮を来したりする場合である。しかし、このような「本人の自己決定によらない手続き」等は、経済的自立支援ではなく、単なる生活支援にすぎないのである。

したがって、経済的自立支援とは、金銭を与えて生活ができるようにするための支援ではないのである。

(4) 職業的自立

伝統的な職業的自立の概念は、前項で述べた伝統的な経済的自立と表裏をなすものである。すなわち、職業に就けば経済的自立につながるものとされ、経済的自立は職業に就くことによって達成できるものとされていた。

しかしながら、このような自立観では、障害者とりわけ重度障害者の中には伝統的な経済的自立＝職業的自立が実現困難な者もいるために、経済的自立に関しては前項で述べたような発想の転換が必要であった。それと同様、職業的自立に関しても発想の転換が必要である。

すなわち、職業に就くことと経済的自立とが表裏をなすのは次項で述べる“職業経済自立”であり、職業に就くことと経済的自立とは表裏をなすものではなく、その両者の間には前提条

件というような有機的連関がないものとして捉えるべきである。こうすることによって、職業的自立は、多くの障害者が達成可能なものとなるのである。

職業的自立の定義は、前項で述べた経済的自立と同様、一般的に使われているものに修正を加えた。すなわち、次のように定義できる。

「職業的自立とは、職業に就いて得る収入では生活の維持ができないにしても、何等かの仕事に就いており、その仕事の本来的な業務を自分自身の力で行うことができる状態になっていることをいう。」 職業的自立にとって重要なことは、その仕事によって生活できることを前提とするのではなく、その仕事の本来的な業務を自分自身の力で行うことができる状態になっているということである。

伝統的な職業的自立概念とここでいう“職業的自立”概念との違いは、前者はその職業によって生活できることであり、後者はその仕事で生活できなくてもその仕事の本来的な業務を自分自身の力で遂行できることである。

ここでいう職業的自立は、第三者からのアドバイスやサポートを受けることを否定するものではない。たとえアドバイスやサポートを受けたとしても、自分自身で本来的な業務が遂行できればよいのである。しかし、その部分にまで手助けが必要な場合には、職業的自立ができていないとはいえない。

この定義からもわかるように、職業的自立は2要素から構成されている。それは、①仕事から得る収入で生活の維持ができることを条件とはしていないこと、②その仕事の本来的な業務を自分自身の力で行うことができること、の2要素である。

① 仕事から得る収入で生活の維持ができることを条件とはしていないこと

“仕事から得る収入で生活の維持ができることを条件とはしていないこと”とは、これを条件にしたならば伝統的な職業的自立であり、伝統的な経済的自立になってしまう。

現在の日本では、障害者は最低賃金法から除外される場合がある。その場合には、仮に最低賃金が支払われなくても法律違反とはならないことになっている。このような状況において、とりわけ重度障害者の中には最低賃金が保障されない作業所や授産施設で仕事をしている者がいるのである。しかし、きわめて劣悪な賃金状況であれ、仕事に就くことによって、人間関係は広がり、生活にも刺激がでるといえるものである。

したがって、仕事から得る収入で生活の維持ができることを条件とはしていないことは、職業的自立にとって重要な要素の一つなのである。

② その仕事の本来的な業務を自分自身の力で行うことができること

“その仕事の本来的な業務を自分自身の力で行うことができること”とは、たとえ第三者からのアドバイスやサポートを受けたとしても、その仕事の本来的な業務は自分自身の力で遂行できなければならないということである。

それでは、本来的な業務とは何かである。たとえば、ワープロで文書を作成する仕事に就いたとする。その仕事の本来的な業務はワープロを打って文書を作成することである。それをするためにはコンピューター等の電源をいれたり紙をセットしたりさまざまな準備作業等が必要である。仮にその準備作業等は手伝ってもらったとしても、本来的な業務さえできればそれで職業的自立ができていくということである。

以上のことからわかるように、職業的自立は第三者の支援を受けても成立するのである。

したがって、その仕事の本来的な業務を自分自身の力で行うことができるということは、職業的自立にとって重要な要素の一つなのである。

それでは、“職業的自立支援”とは何を支援することなのだろうか。職業的自立支援とは、(ア)仕事ができるようになるための技術的訓練や職業教育、(イ)人的配置や適切な設備の整備、(ウ)バリアフリー等の環境整備の支援である。

(ア)の技術的訓練や職業教育の支援は、“職業的リハビリテーション”に関連した支援である。すなわち、仕事の本来的な業務を自分自身の力で行うことができるように訓練したり教育したりするための支援である。

(イ)の人的配置の支援は、仕事を遂行する上で必要な援助を受けるための人的配置であり、職業上の人間関係をスムーズにとれるようにするための相談員等の配置をすることである。また、適切な設備の整備についての支援は、仕事をする上で必要な使いやすい機器類の整備等をする支援である。

(ウ)のバリアフリー等の環境整備の支援は、仕事をする上で障壁になるものを取り除いたり、自由に移動ができるように環境を整えたりする支援である。

したがって、職業的自立支援は、仕事の中身そのものを手伝うような支援ではないのである。

(5) 職業経済自立

“職業経済自立”はいわゆる伝統的な経済的自立や職業的自立とはほぼ同様の概念である。その伝統的な概念とは異なる概念として前述の“経済的自立”と“職業的自立”を定義した。

ここでいう“職業経済自立”は、いわゆる“自活”の意味での自立であり、その意味では“自立的自立”とよぶこともできる⁸⁾。それは、本稿の冒頭で述べた今から127年以上も前の樂善会“訓盲院規則”に記されていた“自立”の内容そのものである。

職業経済自立は自活を意味する自立であるから、その定義は、前述した経済的自立と職業的自立のそれぞれの要素を含んでいる。すなわち、次のように定義できる。

「職業経済自立とは、職業に就いてそこから得る収入によって生活が維持できており、且つ、その金銭の管理が自分自身でできている状態や、それに準ずるものとして、職業からは引退しているが拠出制年金の受給やそれまでの貯蓄を取り崩して生活が維持でき、且つ、その金銭を自らが管理している状態になっていることをいう。」 職業経済自立にとって重要なことは、家族からの扶養を受けることなく、職業から得る収入や貯蓄等を自分自身で管理しながら生活が

できている状態になっているということである。

したがって、前述の経済的自立と同様、第三者からの金銭管理の方法等のアドバイスやサポートを受けることは何等差し支えないし、前述の職業的自立と同様、仕事を行う上でアドバイスやサポートを受けることを否定するものではない。

この定義からもわかるように、自立的自立すなわち職業経済自立は2要素から構成されている。それは、①職業に就いて得る収入やそれに準ずるものによって生活が維持できていること、②金銭管理が自分自身できていること、の2要素である。

① 職業に就いて得る収入やそれに準ずるものによって生活が維持できていること

“職業に就いて得る収入やそれに準ずるものによって生活が維持できていること”とは、職業から得る収入や、職業からは引退しているが拠出制年金の受給や貯蓄を取り崩して生活が維持できることを条件にしているのである。そのことは、前述した経済的自立の構成要素である家族の扶養から独立するだけの金銭を確保できていることを含んでおり、また、前述した職業的自立の構成要素の一つであるその仕事の本来的な業務を自分自身の力で行うことができることをも含んでいるのである。

したがって、この要素は、職業経済自立にとって重要な柱なのである。

② 金銭管理が自分自身できていること

“金銭管理が自分自身できていること”とは、前述した経済的自立の構成要素の一つである④と同様の内容である。

このことは、現実に働いている者にとっては可能であるとしても、すでに職業から引退して拠出制年金を受給したり貯蓄を取り崩したりしながら生活をしている者の中には困難な状態になってくる者もいる。たとえば、生活できるだけ貯蓄のある高齢者が、認知症になったために自分自身で金銭管理が困難な状態になったときには、職業経済自立ができているとはいえないのである。なぜなら、金銭管理が自分自身でできるためには、“自己決定”ができなければならないからである。職業経済自立も自己決定の上に成り立っているからなのである。

したがって、この要素は、職業経済自立にとって重要な柱なのである。

それでは、“職業経済自立支援”とは何を支援することなのだろうか。職業経済自立支援とは、“職業の面”では前述の“職業的自立”において述べた支援であり、“経済の面”では前述の“経済的自立”において述べた自分自身で金銭管理ができるようにするための支援である。

繰り返していうと、職業経済自立支援は、前述の経済的自立支援の中の金銭管理のための支援と、これまた前述の職業的自立支援の内容に相当するのである。

第3節 生活スタイルとしての自立

前節では自己決定と4種類の自立について述べたが、この4種類のうちのどの自立を優先させるかは、障害種別や障害の程度、そして「その人の生き方」等によって異なってくる。その優先順位は、「自らが望む生活スタイル」を実現するためのものであり、決して最終目標ではない。

しかし、本節で述べる自立生活と社会的自立は、意識するかしないかにかかわらず、人々の最終目標としての生活スタイルだといえる。この2種の自立は、前節で述べた4種類のうちの二つの自立の上に成り立つのである。

すなわち、“経済的自立”“職業経済自立”の上に、“自立生活”や“社会的自立”が成立し、そのどちらかが、障害者・健常者を問わず、生活スタイルの最終的な目標になるのである。とはいえ、健常者の場合には“社会的自立”が最終的な目標であるなどとは意識していないのが一般的であろう。それにひきかえ、障害者の中には特に“自立生活”を意識している者が少なからずいるといえよう。

(1) 自立生活

障害者の間で“自立生活”ということが叫ばれるようになって久しい。脱施設後の目標として地域生活や自立生活が掲げられるようになっていった。

しかし、すでに拙著でも指摘したように、“自立生活”という言葉も曖昧に使用されている⁹⁾。自立生活は施設でもできるという者もいれば、地域生活でなければならないとする者もいるなど、概念が根本的に異なっていることもある。

自立生活は障害者等の生活スタイルの一つであるので、それに焦点を当てて定義する必要がある。すなわち、次のように定義できる。

「自立生活とは、家族とりわけ親からの扶養と介護から独立し、一人暮らしあるいは配偶者や子ども等と生活している状態のことをいう。」自立生活にとって重要なことは、親等の家族からの扶養を受けず、家族による介護も受けずに生活しているということである。

したがって、自立生活にとっては、家族以外の第三者からの介護を受けることは何等差し支えないが、親等の家族からの介護や金銭的援助がなされている場合には、そのような生活スタイルは自立生活ができていないことになる。

この定義からもわかるように、自立生活は3要素から構成されている。それは、①親等の家族の扶養から独立して生活していること、②親等の家族からの介護を受けずに生活していること、③一人暮らしあるいは配偶者や子ども等と生活していること、の3要素である。

① 親等の家族の扶養から独立して生活していること

“親等の家族の扶養から独立して生活していること”とは、生活費を家族からの援助に頼らな

いで確保できなければならないということである。身の回りのことをいくら自分自身で処理できたとしても、家族による扶養に頼ってはいは自立生活にはならない。

家族からの援助に頼らずに生活費を確保するにはどうすればよいのか。それは、前節で述べた“経済的自立”か“職業経済自立”かのいずれかによることになる。すなわち、自立生活は、経済的自立かあるいは職業経済自立のいずれかの上に成り立つのである。換言すれば、経済的自立か職業経済自立のいずれかができていない者は、自立生活ができないことになるのである。

さらにいうと、経済的自立も職業経済自立も、金銭管理は自分自身でできていることを条件としているのであるから、金銭管理をするための自己決定が困難な者は自立生活も困難だということになる。

したがって、親等の家族に扶養されていないことは、自立生活にとっては重要な要素の一つなのである。

② 親等の家族からの介護を受けずに生活していること

“親等の家族からの介護を受けずに生活していること”とは、身辺自立ができているか、あるいは、身辺自立ができていなくても家族以外の第三者からの介護を受けながら生活しているということである。

親や兄弟姉妹等の家族からの介護を受けていると、生活全般にわたって家族の意思が反映されがちになることは否定し得ない。そのような状態では、本人の自己決定も阻害されかねない。それ故に、家族の介護から解放されることが必要なのである。

ここで誤解してはならないことは、身辺自立ができていなくても自立生活は達成できるということである。換言すれば、介護を受けながら生活することは、自立生活を阻害するものではないということである。

したがって、親等の家族からの介護を受けずに生活していることは、自立生活にとっては重要な要素の一つなのである。

③ 一人暮らしあるいは配偶者や子ども等と生活していること

“一人暮らしあるいは配偶者や子ども等と生活していること”とは、親や兄弟姉妹等の家族とは原則として一緒に生活しないということである。親等と生活していると、至れり尽せりの生活状況になるかも知れない。しかしそれでは、いざというときの自己決定までも親等によって左右されかねない。

自立生活は、親等の家族とは原則として一緒に生活しないことを条件としているが、必ずしも一人暮らしを条件にしているわけではない。一人暮らしであってもよいし、配偶者や子どもと暮らしてもよいのである。たとえ配偶者や子どもと暮らしている場合であっても、障害者本人の意思は尊重されなければならない。もっとも、配偶者や子どもの場合には、親や兄弟姉妹等とは質的に異なっていることは多言を要しない。また、仮に親等の家族と一緒に暮らしているとしても、親等の家族からは何の支援も受けていなければ自立生活は成り立つ。しかし、一

緒に暮らしていればそのような状況にはなかなかならないだろう。

したがって、一人暮らしあるいは配偶者や子ども等と生活していることは、自立生活にとっては重要な要素の一つなのである。

以上のことからして、“自立生活”は次項で述べる“社会的自立”が困難な者が目標にしたり、または、目標にすることができる生活スタイルである。障害者や高齢者の中には、社会的自立が困難な者もいる。そのような人が目標にしたり目標にできる生活スタイルが“自立生活”なのである。とはいえ、自立生活をするには、さまざまな支援が必要な人もいる。

それでは、“自立生活支援”とは何を支援することなのだろうか。自立生活支援とは、(ア) 身辺自立ができていない者に対しては介護者を派遣するなどの介護サービス提供の支援をすることであり、(イ) 生活習慣が身につけていない者に対してはそれを身につけさせるための教育や練習を行ったり介護をしたりする支援である。

また、(ウ) 自立生活をしたいとの希望を抱いてはいるが、自立生活の根幹をなす経済的自立や職業経済自立ができていない者に対してはそれができるようになるための支援が必要である。その内容は大きく分けると二つある。一つは、金銭管理が自分自身でできるようになるための支援であり、他の一つは、生活の基盤となる職業から収入を得るためや、あるいは年金・生活保護等の情報提供や受給に当たっての手続きをするための支援である。

自立生活をするには、社会的自立にとっては必要な社会規範や道德等の倫理を身につけていることは必ずしも条件ではなく、それらを身につけるための支援が必要な場合には支援を受けながら生活すればよいのである。

これらのほか、自立生活のための支援には(エ) 生活上に必要なさまざまな支援がある。たとえば、住宅を探す、電気・ガス・水道を使用する手続きをする、種々の相談に応ずる、等々の必要がある場合の支援である。これらの支援は、前節で述べた4種類の自立のための支援の中には含まれないものであって、生活する上で必要な支援である。

(2) 社会的自立

前項で述べた自立生活は、脱施設や地域生活を求める障害者や、ときには高齢者の合目的的生活スタイルであることは多言を要しない。これにひきかえ、ここで述べる“社会的自立”は、本人が意識しているかいないかにかかわらず、障害者・健常者・高齢者等を問わず多くの人の最終的な目標になる生活スタイルである。

それ故に、自立生活は主體的な生活スタイルだといえるが、社会的自立は周囲の評価によって左右され得る客體的な生活スタイルといえることができる。

社会的自立という言葉もきわめて曖昧に使われている¹⁰⁾が、生活スタイルを表わしているということでは共通点があるといえる。そこで、次のように定義できる。

「社会的自立とは、職業経済自立を達成し、且つ、社会的規範や道德等の倫理を身につけて

おり、その存在が一個の人格として周りの人々から認められている状態になっていることをいう。」社会的自立にとって重要なことは、周囲の人々からその存在が認められている状態になっているということである。

したがって、第三者からのさまざまなアドバイスやサポートは受けるとしても、社会的自立ができていると認められるためには基本的なことはすでに獲得していなければならない。

この定義からもわかるように、社会的自立は3要素から構成されている。それは、①職業経済自立ができていること、②社会的規範や道德等の倫理を身につけていること、③存在が一個の人格として周りの人々から認められていること、の3要素である。

① 職業経済自立ができていること

“職業経済自立ができていること”とは、前節で述べた職業経済自立が実現できている状態のことである。

すなわち、社会的自立は、この職業経済自立の上に成り立つということである。前節で述べた経済的自立ができたととしても、社会的自立は達成し得ない。それは、無拠出性の年金生活や生活保護を受けている生活を、社会の多くの人々は「自立した生活」とは認めないからである。

したがって、職業経済自立ができていることは、社会的自立にとっては重要な要素の一つなのである。

② 社会的規範や道德等の倫理を身につけていること

“社会的規範や道德等の倫理を身につけていること”とは、ルールを守った生活ができることや、いわゆる「常識」を身につけていることなど、社会生活をする上で必要な多くのことを獲得できている状態のことである。

人は完璧ではない。何でも知っているわけではない。しかし、社会生活をおくる上では最低限身につけていなければならないことがある。そのようなことを身につけていることが社会的自立にとっては必要なのである。もちろんのこと、知らないこと等についてアドバイスを受けることは何等差し支えはない。なぜなら、完璧な人はいないし、何でも知っている人はいないからである。

したがって、社会的規範や道德等の倫理を身につけていることは、社会的自立にとっては重要な要素の一つなのである。

③ 存在が一個の人格として周りの人々から認められていること

“存在が一個の人格として周りの人々から認められていること”とは、いくら職業経済自立ができても、社会的規範や道德等を身につけていたとしても、その人が一個の人格として社会の人々から認められなければならないということである。

前二者とは違って、このことは自らの努力で直接獲得できるとは限らない。すなわち、その人に対する社会の人々の「評価」に関わっているからである。努力すればするほど「評価」が

高くなるかというそうだとはいえないこともある。努力した結果、職業経済自立を実現し、社会的規範や道德等を身につけたとしても、人間関係をうまく保てなかったり欠勤が多かったり等の状況があると、「社会的自立ができていない」などとされるだろう。これは、障害者・健常者を問わず誰にでも当てはまる。しかし、障害者の場合には、より厳しい「評価」の対象にされがちである。とはいえ、一個の人格として認められたいために、完璧を強いられたり更なる努力を強いられたりすることをそのまま受け入れる必要はない。あくまでも、偏見に満ちた「評価」そのものに問題があるのだから、さまざまな偏見を取り除く取り組みを、社会全体で努力が必要なのである。しかしながら、現実には障害者に対しては厳しい状況がある。

したがって、存在が一個の人格として周りの人々から認められていることは、社会的自立にとっては重要な要素の一つなのである。

以上のことからして、“社会的自立”は前項で述べた“自立生活”とは異なり、人々が意識するかしないかにかかわらず、人々の最終目標としての生活スタイルであり、そしてそれは③の要素があるが故に客体的な生活スタイルなのである。前節で述べた4種類の自立すべてが達成できたとしても、この社会的自立、または前項で述べた自立生活ができなければ、人生は豊かなものとはなり得ないだろう。

それでは、“社会的自立支援”とは何を支援することなのだろうか。社会的自立支援では、これまで述べてきたことからしてさまざまな教育が重要な支援内容の一つであることがわかる。

すなわち、(ア) 社会的規範や道德等の倫理を身につけるためには、その中心は学習面での支援や生活面での支援が必要である。

また、(イ) 職業経済自立のためには、前節で述べた職業経済自立のための支援が必要である。

社会的自立ができていくということは、原則的にはこれらの支援を必要としない状態になっているということである。換言すれば、社会的自立は、社会的規範や道德等の倫理を身につけていることを条件にしているので、それらを身につけるための直接的な支援がなされている間は成立し得ないのである。

第4節 自立の構造

自己決定と、第2節で述べた4種類の自立と、前節で述べた自立生活・社会的自立との関係は、これまで述べてきたことを基にして図式化すると、次の「兎の図」のような自立の構造図になる。

すなわち、自己決定と他の自立との関係は、両者は質を異にしており、下部・上部の関係にある。自己決定は他の自立の基礎である下部構造をなし、他の自立はその上に成立する上部構造をなしているのである。自己決定なくして他の自立は成立し得ない構造をなしているのである。換言すれば、自己決定は他の自立の上位概念といえるのである。そもそも質が異なるにも

かわらず、自己決定も他の自立も自立と表わされたことによって混乱が引き起こされている。したがって、自己決定は自律と表わすことが必要である。

「兎の図」からもわかるように、この自己決定の上に身辺自立・経済的自立・職業的自立・職業経済自立の4種類の自立が成立する。そして、この4種類の自立のうちの経済的自立の上に自立生活が、職業経済自立の上に自立生活や社会的自立が成立するのである。それでは、この4種類の自立はそれぞれどのような関係にあるのだろうか。また、この4種類の自立と、自立生活や社会的自立とはどのような関係にあるのだろうか。

自立概念の構造図（兎の図）



身辺自立と他の自立との関係：

身辺自立の達成には、経済的自立・職業的自立・職業経済自立の3種類の自立は条件ではない。第2節において述べたことから明らかなように、この3種類の自立ができていないとしても、身辺自立は達成できるのである。

他方、身辺自立ができていなくても、前節で述べたことから明らかなように、自立生活や社会的自立は達成できるのである。すなわち、自立生活にとっては経済的自立あるいは職業経済自立が条件となっており、社会的自立にとっては職業経済自立が条件となっており、身辺自立は条件とはなっていないのである。

経済的自立と他の自立との関係：

経済的自立の達成には、身辺自立・職業的自立の2種類の自立は条件ではない。第2節において述べたことから明らかなように、たとえ身辺自立や職業的自立ができていなくても、経済的自立は達成できるのである。

経済的自立と自立的自立ともいえる職業経済自立とは、金銭管理が自分自身でできることを重要な要素の一つにしている点では共通しているが、生活を支える金銭が職業から得たもの（またはそれに準ずるもの）であるかそれとも無拠出制年金や生活保護費等によるものであるかという点では相違している。この相違があるが故に、この両者は決定的に異なる自立なのである。したがって、職業経済自立も経済的自立の条件ではないのである。

他方、経済的自立は自立生活の条件であるが、たとえ経済的自立ができていても、社会的自立の達成の条件にはならないのである。前節で述べたことから明らかなように、自立生活にとっては経済的自立や職業経済自立が条件であり、身辺自立と職業的自立ができていたとしてもこの経済的自立か職業経済自立のどちらかができていなければ自立生活は実現し得ない。しかし、社会的自立の達成は経済的自立だけではなし得ないのである。それは、職業からの収入あるいはそれに準ずる収入を基盤にして生活の維持ができなければ、社会の人々からの

評価を受けることができないからである。したがって、経済的自立を達成していれば、自立生活を実現することは可能であるが社会的自立を実現するには十分な状況ではないのである。

職業的自立と他の自立との関係：

職業的自立の達成には、身辺自立・経済的自立・職業経済自立の3種類の自立は条件ではない。第2節において述べたことから明らかなように、たとえ身辺自立ができていなくても職業的自立は達成できるのであり、また、職業的自立は経済的裏付けを前提としていないから経済的自立や職業経済自立も条件ではないのである。

他方、職業的自立ができていても、自立生活や社会的自立の達成の条件にはならない。換言すれば、自立生活や社会的自立は、職業的自立ができていなくても実現され得るのである。前節で述べたことから明らかなように、自立生活にとって重要なことは金銭管理が自分自身でできることであり、職業的自立ができていないことではないのである。また、社会的自立にとっても金銭管理が自分自身でできることは重要な要素であり、さらには、仕事から得る収入等で生活ができることを条件にしているのであるから、仕事から得る収入では生活することが困難な職業的自立は社会的自立の条件にはなり得ないのである。

職業経済自立と他の自立との関係：

職業経済自立の達成には、身辺自立は条件ではない。たとえ身辺自立ができていなくても、職業経済自立は達成することができるのである。第2節において述べたことから明らかなように、職業経済自立の達成には、職業的自立の重要な要素の一つである「その仕事の本来的な業務を自分自身の力で行うことができること」は条件であるが、その他の要素は条件ではない。また、経済的自立の重要な要素の一つである「金銭管理を自分自身でしていること」は条件であるが、その他の要素は条件ではない。したがって、経済的自立や職業的自立ができていたとしても、そのことだけでは職業経済自立の達成には不十分なのである。

他方、職業経済自立ができていないことは、自立生活や社会的自立を達成する条件である。前節において述べたことから明らかなように、職業経済自立ができていれば必ず社会的自立が達成できるというわけではない。なぜなら、社会的自立ができていないかは社会の人々の評価に関わるものだからである。それにひきかえ、職業経済自立ができていれば無条件的に自立生活が達成できるというものでもないが、主体的に自立生活を選択＝目標にすることによってそれは達成できるのである。

したがって、職業経済自立ができていない者が、自立生活を達成しようとするか社会的自立を達成できるかは、本人の状況によるのである。そして、自立生活が達成できていることは自覚し得るが、社会的自立ができていないことは社会の人々の評価に関わるものであるから直接的には自覚し得るものではないのである。

自立生活と他の自立との関係：

自立生活の達成には、第2節において述べた4種類の自立のうちの身辺自立と職業的自立は条件ではない。前節において述べたことから明らかなように、たとえ身辺自立ができていなくても、また、職業的自立ができていなくても自立生活は達成できるのである。

4種類の自立のうち経済的自立や職業経済自立は、自立生活の実現の条件である。前節において述べたことから明らかなように、自立生活は、経済的自立か職業経済自立のどちらかの上に成立するのである。換言すれば、経済的自立か職業経済自立のどちらかができていなければ、自立生活は実現し得ないのである。

他方、自立生活ができているとしても、社会的自立の達成の条件にはならない。なぜなら、社会的自立は職業経済自立の上に成立するものであり、自立生活を前提としているものではないからである。

念のために一言しておくが、この自立生活は前述したように経済的自立か職業経済自立のどちらかの上に成立するが、自立生活の根底には自己決定があることを忘れてはならない。自己決定なくして自立生活は成り立たないのである。そして、この自立生活は、障害者や高齢者の多くが目標にしたり目標にすることができる生活スタイルなのである。

社会的自立と他の自立との関係：

社会的自立の達成には、第2節において述べた4種類の自立のうちの身辺自立、経済的自立、職業的自立の3種類の自立は条件ではない。たとえ身辺自立や経済的自立、職業的自立ができていたとしても、それだけでは社会的自立を実現することはできない。

4種類の自立のうち職業経済自立は、社会的自立の実現の条件である。前節において述べたことから明らかなように、社会的自立は職業経済自立の上に成立するのである。換言すれば、職業経済自立ができていなければ、社会的自立は実現し得ないのである。とはいえ、社会的自立は社会の人々の評価に関わるものであるから、職業経済自立ができていからといって必ずしも社会的自立が実現するわけでもない。

すなわち、前述の自立生活は、職業経済自立ができていれば自分の意思によって実現可能であるが、この社会的自立は、職業経済自立ができていたとしても自分の意思だけでは実現し得ないのである。この点では、自立生活と社会的自立とは、職業経済自立との関係において決定的に異なっているのである。

他方、社会的自立ができているとしても、自立生活の達成の条件にはならない。なぜなら、自立生活は経済的自立や職業経済自立の上に成立するものであり、社会的自立を前提としているものではないからである。

念のために一言しておくが、この社会的自立は前述したように職業経済自立の上に成立するが、社会的自立の根底にはこれまた自己決定があることを忘れてはならない。とはいえ、社会的自立において自己決定が占める比重は、自立生活におけるそれよりも軽い。なぜなら、自立生活が実現できるかどうかは自己決定が基礎になるが、社会的自立が実現できるかどうかは自

己決定によって左右され得るものではないからである。すなわち、社会的自立は自己決定によって達成され得るものではなく、社会の人々の評価に比重がおかれているのである。そして、この社会的自立は、意識するかしないかにかかわらず、社会の多くの人々の最終的な目標としての生活スタイルなのである。

おわりに

以上述べてきたように、複数ある自立の概念を定義することによって自立概念を整理することができ、そしてそれらの自立の関係を明らかにするとともに自立支援の内容をも明確にすることができた。しかしながら、自立支援の内容についてはその中心的なものを述べたにすぎない。自立のための支援内容はこれだけに止まるものではない。それは決して画一的なものではなく、自立のための支援を受ける人の状況等によって更に必要な支援もあることを念のために強調しておく。

また、自立の構造を図式化した「兎の図」によって自立の構造が明らかとなった。しかしながら、これまでに述べてきた自立概念では分析困難な「自立」もある。それは、次の①～③の「自立」である。それらは「曖昧な自立」概念として分類するしかなく、具体的施策の中でその内容を特定するしかない。

- ① 取り立てて「自立」といわなくてもいいようなものにまで使われている「自立」。
- ② これまで述べてきた自立概念の全部またはいくつかを含んだものとして使われている「自立」。たとえば、(ア) 自立と社会参加、(イ) 自立した日常生活や社会生活。
- ③ 多くの法令で定義せずに使用されている「自立」。

最後に、“自立”は重要な概念であり、人々の生活の目標に掲げられることがある。しかし、第2節で述べた4種類の自立のどれを優先的に目標にするかは、その人や家族等の状況や生き方による。換言すれば、絶対的な優先順位などというものはない。

また、人々の生活のすべてが「自立」というものに結び付けられているわけではない。ゆとりある生活やQOLの向上、映画やスポーツを楽しむ生活、等々は「自立」とは直接的には関係しない内容である。したがって、これらの生活を充実させるための支援は必要であるが、それは「自立支援」という内容のものではないのである。それにもかかわらず、今日では「自立」という言葉が乱用されすぎている。「自立」を否定する者はおそらくいないだろう。そうだからといって、意味もなく「自立」を乱発して使うことは控えるべきである。

「自立」という言葉を使えば、まさに「すばらしい内容」「良いことをしている」などのイメージを作り上げることに役立っているといえる。しかし、それは幻想をもたせているだけにすぎない。「自立」という言葉を使うときには、その意味するところが何であるかが明確になるようにすべきであり、「自立支援」というときには、何を支援するかが明確になるようにすべきなのである。

注

- 1) この訓盲院規則の全文は、東京教育大学附属聾学校編『東京教育大学附属聾学校の教育—その百年の歴史—』東京教育大学附属聾学校、昭和50年、330～331頁に収録。傍点引用者。そして、同規則は1882(明治15)年1月に改正され、「盲目ノ」という文言が「盲啞ノ」(同前、334頁)と改められた。さらに、同規則は1886(明治19)年7月に改正されて「訓盲啞院規則」と規則名も変更され、その第1条は、「本院ハ盲啞ノ子弟ヲ教育シ自立ノ道ヲ得シムルコトヲ目的トス」(同前、337頁、傍点引用者)と改められ、第3条において、「盲生ノ……技芸科ハ音楽及按摩トス」(同前)と規定された。
- 2) “自立”という言葉がいかに曖昧に使用されているかについては、さしあたって、拙著『盲ろう者の自立と社会参加』新幹社、2005年、第1章の特に第2節と第3節を参照されたい。
- 3) 自立概念が人によって区別の状況であることについては、同前、を参照されたい。
- 4) 同前、第1章の特に第4節(1)を参照されたい。
- 5) たとえば、自立の概念図を示したものとしては、谷口明広『障害をもつ人たちの自立生活とケアマネジメント—IL概念とエンパワメントの視点から—』ミネルヴァ書房、2005年、86～87頁を参照されたい。
- 6) 同前、79～86頁を参照されたい。
- 7) このことは、専業主婦(夫)の場合も同様である。つまり、配偶者によって扶養されていない状態をさしており、次の構成要素で示す「生活するための金銭」を何等かの方法で「確保していること」が必要である。
- 8) この“自立的自立”というよび方は、私の大学院ゼミ生の藤田緑郎君が名付けたものである。
- 9) “自立生活”の概念の曖昧な使われ方については、前掲拙著、第1章第3節(2)を参照されたい。
- 10) “社会的自立”の概念の曖昧な使われ方については、同前、第1章第3節(1)を参照されたい。